

○経済産業省令第74号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十条の規定に基づき、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

電気関係報告規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 赤澤 亮正

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(定義)			(定義)		
第一条 (略)			第一条 (略)		
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
一・二 (略)			一・二 (略)		
三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置及び電力貯蔵装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置及び電力貯蔵装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。			三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置及び電力貯蔵装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。		
イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘツドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）並びに電力貯蔵装置（容量が二十キロワットアワーを超えるものに限る。専ら非常用のものを除く。以下口からトまで及びリにおいて同じ。）			イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘツドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）、遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下口からトまでにおいて同じ。）		

(傍線部分は改正部分)

ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の(一)の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び電力貯蔵装置

ハ 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備(出力五百キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置(容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。)、及び電力貯蔵装置

ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池(出力五十キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置(容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。)、及び電力貯蔵装置

ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機(出力二十キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置(容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。)、及び電力貯蔵装置

ヘ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調相機(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル及び限流リアクトル(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換機器、整流機器、遮断器、逆変換装置並びに電力貯蔵装置

ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調相機(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、限流リアクトル(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び電力貯蔵装置

ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の(一)の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

ハ 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備(出力五百キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。)

ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池(出力五十キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。)

ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機(出力二十キロワット以上のものに限る。)、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。)

ヘ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調相機(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル及び限流リアクトル(電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置(容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。))並びに電力貯蔵装置(出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものに限る。)

ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、負荷時電圧位相調整器(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、調相機(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、電力用コンデンサー(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。)、分路リアクトル(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、限流リアクトル(電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。)、周波数変換機器、整流機器及び遮断器

第3表 水力発電所（電気設備）事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分																			事業者名：										合
		設備不備		保守不備		自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明											
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 他 社 社														
発 電 機	電 機 子 巻 線																														
	界 磁 巻 線																														
	軸 受																														
	励 磁 装 置																														
	そ の 他																														
	計																														
主 要 変 圧 器	巻 線																														
	ブ ッ シ ン グ																														
	冷 却 装 置																														
	電 圧 調 整 装 置																														
	そ の 他																														
	計																														
	調 相 機																														
	接 地 装 置																														
	避 雷 器																														
	電力用コンデンサー																														
	分路リアクトル																														
	誘導電圧調整器																														
	負荷時電圧調整器																														
	油 入 遮 断 器																														
	がいし型遮断器																														
	空 気 遮 断 器																														
	磁 気 遮 断 器																														
	ガ ス 遮 断 器																														
	そ の 他 遮 断 器																														
	開 閉 器																														
	断 路 器																														
	電 力 貯 蔵 装 置																														
	所 内 変 圧 器																														
	起 動 用 変 圧 器																														
	非常用予備発電装置																														
	計 器 用 変 成 器																														
	計 器 ・ 継 電 器 類																														
	主 要 回 路																														
	補 助 回 路																														
	制 御 回 路																														
	制 御 電 源 装 置																														
	そ の 他																														
	合 計																														

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

様式第8の第3表及び第5表から第7表までを次のように改める。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別： 〕

年度分

事業者名： 〃

原 因 被害箇所	設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触	他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
	製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ちり ・ ガス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社	
発 電 機	電機子巻線																	
	界磁巻線																	
	軸受																	
	励磁装置																	
	その他																	
	計																	
主 要 変 圧 器	巻線																	
	ブッシング																	
	冷却装置																	
	電圧調整装置																	
	その他																	
	計																	
調相機																		
接地装置																		
避雷器																		
電力用コンデンサー																		
分路リアクトル																		
誘導電圧調整器																		
負荷時電圧調整器																		
油入遮断器																		
がいし型遮断器																		
空気遮断器																		
磁気遮断器																		
ガス遮断器																		
その他遮断器																		
開閉器																		
断路器																		
電力貯蔵装置																		
所内変圧器																		
起動用変圧器																		
非常用予備発電装置																		
計器用変成器																		
計器・継電器類																		
主要回路																		
補助回路																		
制御回路																		
制御電源装置																		
その他																		
合 計																		

備考 1 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

3 本表は、第 1 表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第 6 表 太陽電池発電所 事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分																			事業者名：				そ の 他	不 明	合 計
		設備不備		保守不備		自 然 現 象							故意・過失		他物接触		他事故波及										
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社									
太 陽 電 池																											
主 要 変 圧 器	巻 線																										
	ブッシング																										
	冷 却 装 置																										
	電圧調整装置																										
	そ の 他																										
計																											
調 相 機																											
接 地 装 置																											
避 雷 器																											
電力用コンデンサー																											
分路リアクトル																											
限流リアクトル																											
誘導電圧調整器																											
負荷時電圧調整器																											
負荷時電圧位相調整器																											
周波数変換機器																											
整 流 機 器																											
逆 変 換 装 置																											
油 入 遮 断 器																											
がいし型遮断器																											
空 気 遮 断 器																											
磁 気 遮 断 器																											
ガ ス 遮 断 器																											
そ の 他 遮断器																											
開 閉 器																											
断 路 器																											
電 力 貯 蔵 装 置																											
所 内 変 圧 器																											
起 動 用 変 圧 器																											
非常用予備発電装置																											
計 器 用 変 成 器																											
計 器 ・ 継 電 器 類																											
主 要 回 路																											
補 助 回 路																											
制 御 回 路																											
制 御 電 源 装 置																											
集 電 箱																											
そ の 他																											
合 計																											

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 本表は、第 1 表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

原 因 被害箇所		年度分														事業者名：				そ の 他		不 明	合 計
		設備不備		保守不備		自 然 現 象						故意・過失		他物接触		他事故波及							
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	水 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩・ちり・ガス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社	他 社					
発 電 機	電機子巻線																						
	界磁巻線																						
	軸受																						
	励磁装置																						
	その他																						
	計																						
主 要 変 圧 器	巻線																						
	ブッシング																						
	冷却装置																						
	電圧調整装置																						
	その他																						
	計																						
風 力 機 関	ブレード																						
	増速器																						
	ハブ																						
	主軸																						
	支持物																						
	その他																						
	計																						
調相機																							
接地装置																							
避雷器																							
電力用コンデンサー																							
分路リアクトル																							
限流リアクトル																							
誘導電圧調整器																							
負荷時電圧調整器																							
負荷時電圧位相調整器																							
周波数変換機器																							
整流機器																							
逆変換装置																							
油入遮断器																							
がいし型遮断器																							
空気遮断器																							
磁気遮断器																							
ガス遮断器																							
その他遮断器																							
開閉器																							
断路器																							
電力貯蔵装置																							
所内変圧器																							
起動用変圧器																							
非常用予備発電装置																							
計器用変成器																							
計器・継電器類																							
主要回路																							
補助回路																							
制御回路																							
制御電源装置																							
その他																							
合計																							

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

この省令は、令和七年十一月二十日から施行する。

附 則